

# 日本道德教育学会 神奈川支部 会則 (案)

平成25年4月27日制定

令和5年4月22日改正

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は日本道德教育学会神奈川支部と称する。

第2条 本会の事務局は、神奈川県横浜市青葉区新石川3-22-1 國學院大學人間開発学部初等教育学科 田沼研究室室内におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は道德教育に関する研究を通じて、その充実・発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、必要に応じて次のような事業を企画していく。

1. 道德教育の諸課題解決に向けた研究事業
2. 会員等を対象とした研修会、公開講座、シンポジウム等の開催
3. 本会に関係する学会等への参加や協力
4. その他本会の目的に寄与する諸事業

## 第3章 会員

第5条 本会の会員は、正会員、法人会員及び名誉会員とする。

第6条 正会員は、本会の目的に賛同し、その旨を事務局に登録し、年会費2千円を納めなければならない。また、法人として会員になる場合、年会費4千円を納めなければならない。

第7条 名誉会員は、本会の運営に功績のあった者で、役員会が推薦し、総会の承認を得たものとする。

第8条 会員は、第4条に定める事業に参加することができるが、その際の参加費は免除される。また、法人登録をした団体に所属する者も同様とする。

第9条 退会しようとする会員は、理由を付して事務局に申し出なければならない。

第10条 会員として本会の名誉を傷つけた場合、もしくは2年以上会費未納の場合は、その会員資格を失う。

## 第4章 組織及び役員・委員

第11条 本会には次の役員をおく。

1. 会員の互選によって支部長を1名おき、任期は2年として再任は妨げない。
2. 支部長の下に役員として副支部長、常設委員会副委員長、理事、事務局長、事務局次長、事務局書記、会計主務をおくものとする。
3. 上記役員は、選考委員会の推薦によって選出し、総会の議を経て決定する。
4. 役員選出の選考委員会を設ける。選考委員は、支部長が役員会の承認を得て、前年度役員の中より若干名委嘱する。選考委員会に委員長1名をおく。
5. 本会に顧問をおくことができる。顧問は、支部長が役員会の承認を得て委嘱する。顧問は、支部長の求めに応じて会務の相談にのる。
6. 本会には、会計監査をおき、支部総会にて監査報告を求めるものとする。
7. 本会には、総務委員会、研究推進委員会、企画委員会、広報委員会の常設委員会をおく。
8. 研究推進委員会内に小委員会並びに研究紀要編集委員会をおくことができる。なお、小委員会副委員長並びに研究紀要編集委員会委員長は、研究推進委員会の副委員長を兼ねる。
9. 各常設委員会には、副委員長及び若干名の委員をおくことができる。

**第12条** 役員の任務は次の通りとする。

1. 支部長は本会を統括し、必要に応じて支部総会を招集する。
2. 副支部長、理事、事務局長、事務局次長は本会に企画、運営をつかさどる。
3. 理事は、常設委員会のいずれかに所属して会の運営にあたる。
4. 事務局会計は、本会の会計をつかさどる。
5. 会計監査は会計の監査にあたる。

**第13条** 役員、委員、会計監査の選出は会員の中から行き、総会の出席者の過半数の賛成をもって承認を受けることを原則とし、任期は2年として再任は妨げない。

**第14条** 本会役員に欠員が生じた場合は、会員の中から支部長が指名できる。

## 第5章 会計

**第15条** 本会の会計は会費、支部活動一般参加費、その他の収入をもって充てる。

**第16条** 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 総会

**第17条** 会則の変更は、支部総会の議を経なければならない。

**第18条** 本総会の議題は、総会出席者の過半数の賛成をもって議決とする。

## 第7章 会則の変更

**第19条** 会則の変更は、支部総会の議を経なければならない。

## 付則

1. 本支部の設立は、平成25年4月27日とする。
2. 本支部会則は、平成25年4月27日からこれを施行する。
3. 本会則は、平成26年4月1日からこれを施行する。
4. 本会則は、平成27年12月23日からこれを施行する。
5. 本会則は、令和2年12月26日からこれを施行する。
6. 本会則は、令和5年4月22日からこれを施行する。